## 発議第6号

主権者教育の充実と投票機会の拡充を求める意見書について

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和4年3月24日提出

| 熊本市議会議員 | 西 | 尚 | 誠 | 也 |
|---------|---|---|---|---|
| 司       | 村 | 上 |   | 博 |
| 同       | 上 | 田 | 芳 | 裕 |
| 同       | 田 | 上 | 辰 | 也 |
| 同       | 福 | 永 | 洋 |   |
| 司       | Щ | 内 | 勝 | 志 |
| 司       | 吉 | 村 | 健 | 治 |
| 同       | 島 | 津 | 哲 | 也 |

熊本市議会議長 原口亮志 様

## 意 見 書 (案)

若い世代の政治参加を更に促進するため、公平公正な主権者教育を進めることができる環境づくりを行うとともに、若年層の投票機会拡大に向けて、投票しやすい環境整備に取り組まれるよう要望いたします。

## (理由)

改正公職選挙法が平成 27 年 6 月に施行され、選挙権年齢が 18 歳に引き下げられてから 6 年以上が経過しました。改正後も若い世代の投票率は低い水準となっていますが、若い世代が社会の担い手であるという意識を持ち、主体的に政治に関わる若者が増えることは、民主主義を更に発展させるためにも大変重要であります。

この 18 歳選挙権を契機として、若い世代の政治参加を更に促進するため、国や地域、社会における現実の課題や争点について自ら考え、判断し、行動する、自立した市民としての能力を育てる公平公正な主権者教育を、初等中等教育段階から充実させる必要があります。

よって、政府におかれては、学校、家庭、地域など社会全体が 共有したルールの下で公平公正な主権者教育を進めることができ る環境づくりを行うとともに、利便性の高い場所に投票所を設置 するなど投票環境の向上を図ることにより、若年層の投票機会の 拡大に取り組まれるよう強く要望いたします。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議 長 名